



パートナーシップ宣誓制度のお知らせ



一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく幸せに暮らせる町を目指すため11月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

パートナーシップ宣誓制度について

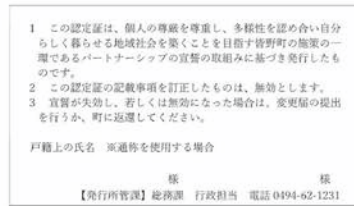
互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任をもち、協力し合うことを約束した関係であることを町に対して宣誓する制度です。町に宣誓書を提出することで、町は認定証を交付し、二人が宣誓したことを公的に証明します。

宣誓方法などの詳細は、町ホームページをご確認ください。

この制度で何が変わるの？

町の制度であるため法的効力はありませんが、性の多様性に対する社会的理解が進み、当事者が自分らしく安心して暮らせることを期待しています。

また、病院での手術・検査などの同意代行者(本人が同意能力を喪失した場合、本人に代わって同意する者)、携帯電話の家族割引や生命保険の受取りなど、民間サービスにも広がってきています。



町ホームページ

「性は多様」であることを知っていますか？

一人ひとりに個性・特徴があるように、性的指向(好きになる性)や性自認(心の性)の組み合わせにより、さまざまな性のあり方があります。

L	G	B	T	Q
レズビアン	ゲイ	バイセクシャル	トランスジェンダー	クエスチョニング
性自認が女性で女性を好きになる人	性自認が男性で男性を好きになる人	女性も男性も両方好きになる人	生まれたときに割り当てられた性別と、性自認が異なる人	規範的ではないとされる性のあり方を包括的にあらわす言葉

身近には「いない」と思っていますか？

LGBTQ の人は外見ではわからないことが多く、「身近にはいない」「会ったことがない」と思っている人も多いと思います。

しかし、県の調査では、約30人に1人がLGBTQ であるという結果が出ており、周囲からの差別や偏見を不安に思いながら生活をしています。

カミングアウトを受けた場合

カミングアウトを受けた場合には、肯定的に受け止めることが大切です。他の人にもカミングアウトしているのか、「誰に」「どこまで」話してよいか本人への確認が重要です。

「アウトティング」は絶対にいけません！

性的指向などを本人の許可なくほかの人に伝えることを「アウトティング」といいます。悪意を持って暴露する場合だけでなく、良かれと思って第三者と共有する場合も、本人を深く傷つけてしまうことがあり、決して行なってはいけません。

問合せ 総務課(☎番窓口) ☎62-1231